

令和 7 年度 災害時個別支援計画に関する変更点について

【主な変更点】

★災害時個別支援計画書

- ①表紙に患者管理 ID を追加しました。

令和 7 年度の契約後、令和 7 年 4 月～の災害時個別支援計画作成から患者管理 ID を表紙の左上に記載をお願いいたします。

- ②患者管理 ID 付与の方法について

○**更新**の方には、患者管理 ID を付与させていただきました。契約更新書類を送付する際に、患者管理 ID を周知いたします。

令和 7 年度個別支援計画作成時には、必ず患者管理 ID のご記入をお願いいたします。

○令和 7 年度**新規**の方は、作成時に患者管理 ID を付与します。「災害時個別支援計画を新規で作成する」と地区担当保健師から健康推進課へ作成の連絡がきたタイミングで患者管理 ID を付与し、訪問看護ステーションにもメール（または電話）でご連絡いたします。

不明な点がございましたら、健康推進課（03-3579-2821）へお問い合わせください。

- ③災害時個別支援計画書の表紙、氏名にふりがなを追加しました。

★在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票

- ①Logo フォーム申請で報告できるようにしました。FAX 用在宅人工呼吸器使用者災害時安否確認票に変更しました。

NEW

- ②それに伴い、Logo フォーム運用マニュアルを作成しました。

★災害時個別支援計画マニュアル

- ①P4,P5 7 発災時の安否確認の手順、役割について、災害時安否確認票の流れについて追加しました。

☞発災後 24 時間以内（身の安全に十分注意した上で行動すること）

対象者の安否確認後、速やかに健康推進課または健康福祉センターに連絡し 1 ～ 6 について報告する。

☞参考資料：板橋区在宅人工呼吸器使用者名簿及び災害時個別支援計画作成等事業
災害時安否確認票 Logo フォーム運用マニュアル、FAX 用在宅人工呼吸器使用者
災害時安否確認票